

無料又は低額診療事業・無料又は低額介護老人保健施設利用事業運営調書

法人名	
施設名	
法人所在地市町村名	
指導監査年月日	平成 年 月 日～平成 年 月 日 日間
指導監査会場	
法人出席者	
指導監査担当者	

「摘要」欄の法令等略語

国通知13.7.23社援発第1276号……「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料
金で診療を行う事業について」

国通知13.7.23社援総発第5号……「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料
金で診療を行う事業について」

国通知13.7.23社援発第1277号……「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費
用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」
・老発第275号

国通知13.7.23社援総発第6号……「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費
用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」
・老計発第30号

無料又は低額診療事業・無料又は低額介護老人保健施設利用事業運営調査書

確認項目	確認事項	左の結果			摘要												
		A	B	C													
1 生計困難者に対する減免方法 (共通事項)	1 減免に関する規定が整備されているか。 (1) 減免方法について、福祉事務所、社協等関係機関と協議の上定めているか。 (2) 必要事項が規定されているか。	い る		い ない	国通知13.7.23社援発第1276号 国通知13.7.23社援発第1277号 ・老発第275号												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規定事項</th> <th>規定の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減免対象者決定方法</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>減免算定基準</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>無料及び低額診療券の発行に関する事項</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>整備する帳簿</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>無料及び減免利用者の10%確保</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> </tbody> </table>	規定事項	規定の有無	減免対象者決定方法		有 ・ 無	減免算定基準	有 ・ 無	無料及び低額診療券の発行に関する事項	有 ・ 無	整備する帳簿	有 ・ 無	無料及び減免利用者の10%確保	有 ・ 無	い る	い ない (不備)	い ない (規定なし)
	規定事項	規定の有無															
減免対象者決定方法	有 ・ 無																
減免算定基準	有 ・ 無																
無料及び低額診療券の発行に関する事項	有 ・ 無																
整備する帳簿	有 ・ 無																
無料及び減免利用者の10%確保	有 ・ 無																
2 減免対象者の決定(選定)は、適切に行われているか。	い る	い ない		*取扱数が10%未満のため規定外の者が決定されていないよう留意。													
3 当該事業を行う施設において、減免を行う旨(方法、対象者等)を掲示しているか。	い る		い ない	国通知13.7.23社援発第1276号 国通知13.7.23社援発第1277号 ・老発第275号 *待合室、廊下等見えやすい場所に掲示すること。													
2 減免対象基準 (共通事項)	1 生活保護受給者及び無料又は診療費(利用料)の10%以上の減免を受けた者の延数は、取扱患者(入所者)総数の10%以上となっているか。	い る		い ない	同上 1 入院患者は、1日当たり1人として算定すること。 2 診療費の10%=診療費総額の10% (注:自己負担額の10%ではない)												
	2 診療費(利用料)の減免額の決定は、関係機関と協議の上決定しているか。	い る	い ない		*当該施設で規定する算定基準による。												
	3 生活保護受給者並びに無料又は診療費の10%以上の減免を受けた者及び取扱患者(入所者)総数を常時把握しているか。	い る	い ない		*対象者名簿、診療内容(病名)、診療科目、減免額等記録の保存												

確認項目	確認事項	左の結果			摘要
		A	B	C	
3 診療事業	1 低所得層に属する患者の療養について診療費の減免額のほか、必要なサービス（移送、寝具の貸与、病衣の支給、洗濯等）を行っているか。	い る	いない		国通知13.7.23社庶総発第5号 *実施の場合、記録の整備
	2 医療上、生活上の相談に応ずるために医療ソーシャルワーカーを置き、かつ、そのために必要な施設を備えているか。	い る		いない	国通知13.7.23社援発第1276号 * ケースワーカーの業務の内容についても確認 ・対象者として決定された者のケース記録の抽出調査
	3 生活保護受給者その他の生計困難者を対象として定期的に無料の健康相談・保健教育等を実施しているか。	い る		いない	国通知13.7.23社援総発第5号 毎月1回程度日時を定めて実施するよう努めること。 国通知13.7.23社援第1276号
	* 4～9の確認事項については、病院にあっては 〔少なくとも2以上の事項を、診療所にあっては6 又は7のいずれかの事項を満たしていること。〕				
	4 老人、心身障害児者その他特別な介護を要する特殊疾患患者等が常時相当数入院できる体制を備えているか。	い る		いない	国通知13.7.23社援総発第5号 「老人、心身障害児者その他特別な介護を要する特殊疾患患者等」とは、老人及び心身障害児者のほか、老人性精神病患者、精神疾患とその他の疾患との合併症を有する患者その他例えば進行性筋萎縮症患者等をいうものであること。 また、「相当数」とは、当該診療施設の入院利用者定員の30%程度をいうものであること。
5 生活保護受給者、その他の生計困難者のうちで日常生活上、特に介護を必要とする者のために常時相当数の介護者を確保する体制を備え、かつ、そのために必要な負担をしているか。	い る		いない	同上 「相当数」とは、おおむね50床に1人以上の割合をいうものであること。	

確認項目	確認事項	左の結果			摘要
		A	B	C	
3 診療事業	6 当該診療施設を経営する法人が、特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、肢体不自由者更生施設、重症心身障害児施設等の施設を併せて経営し、または当該診療施設がこれらの施設と密接に連携を保持して運営されているか。	いる		いない	国通知13.7.23社援総発第5号 当該診療施設と特別養護老人ホーム等の施設との密接な連携を保持する方法としては、例えば、当該診療施設がこれらの施設に対して必要に応じ医師を派遣する体制をとっていることをいうものであること。
	7 夜間又は休日等通常の診療時間外においても、一定時間外来診療体制がとられているか。	いる		いない	同上 通常の診療時間外において、週2回程度の夜間診療日又は月2回以上の休日診療日を設け、それぞれ、1日3時間以上の外来診療体制をとり、かつ、その旨を掲示すること。
	8 地区の衛生当局等との密接な連携の下に定期的に離島、へき地、無医地区等に診療班を派遣しているか。	いる		いない	同上 地区の保健所、医師会等関係機関との密接な連携のもとに年2回以上離島、へき地無医地区、その他専門医のいない地域等に対し、自主的に診療班を組織し、又は関係機関の組織する診療班に医師を参加させ派遣すること。
	9 特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、肢体不自由者更生施設、重症心身障害児施設等の施設の職員を対象として定期的に保健医療に関する研修を実施しているか。	いる		いない	同上 「定期的に」とは、年2回以上をいうものであること。

確認項目	確認事項	左の結果			摘要
		A	B	C	
4 介護老人保健施設利用事業	1 通所介護事業又は通所リハビリテーション事業を実施し、適正に運営されているか。	いる		いない	国通知13.7.23社援発第1277号 ・老発第275号 * 利用状況について常時把握すること。 (記録の整備等)
	2 利用料については、周辺の介護老人保健施設と比べ、入所者等に対し、過重な負担となっていないか。	いない		いる	同上
	3 社協、民生委員等との地域関係機関との協力体制が確立されているか。	いる	いない		同上 *各関係機関に対し、無料低額介護老健利用事業の周知徹底を図っていること。
	4 家族相談室（又は家族介護室）を設置しているか。	いる		いない	同上
	5 相談指導を実施するための相談員が配置されているか。	いる		いない	同上
	6 相談事業の対象者、相談内容、件数等の記録が整備されているか。	いる	いない		